

法人市民税（確定、中間等）申告書（第20号様式）への記載について

1 申告書の用途

この申告書(第20号様式)は、札幌市に事務所又は事業所もしくは寮等を有する法人が、仮決算に基づく中間申告(通算親法人が協同組合等である通算子法人及び連結法人以外の法人が行う中間申告に限りです。)、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。

2 記載の手引き

申告書(第20号様式)に添付しています。納付書を切り取ってご覧ください。

3 記載例

金額は1円単位まで記載し、「000」及び「00」の印字がある欄は端数を切捨てて記載下さい。
⑮、⑲、㉔の各欄にマイナス額を記載する場合は金額の直前に△印をつけてください。
「※」の印刷のある欄は記載不要です。

・所在地

提出時の本店所在地と連絡先の電話番号を記載します。本店所在地が札幌市以外の場合は、札幌市内の主たる事務所等の所在地も併記します。

・法人名

提出時の登記上の法人名(商号)を記載します。被合併法人に係る申告の場合、合併法人の名も併記します。

・代表者氏名

提出時に法人の代表権を有する者の氏名を記載します(押印は不要です)。

（法人市民税）

受付印

令和7年6月2日

（あて先）札幌市長

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

（フリガナ）カブシキカイシャ〇〇〇〇

法人名 株式会社〇〇〇〇

（フリガナ）サツボロ タロウ

（フリガナ）サツボロ ハナコ

代表者氏名 札幌 太郎

経理責任者氏名 札幌 花子

事業種目

〇〇〇業

期末現在の資本金の額又は出資金の額

56780000

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

56780000

期末現在の資本金等の額

56780000

この申告の基礎

1.法人税の令和の修正申告書の提出による。

2.法人税の令和の更正、決定、再更正による。

・この申告の基礎

国税の法人税を基礎に修正申告をする場合に記載します。この修正申告の基礎となった国税の法人税の修正申告又は更正等の別とその日付を記載します。

・事業種目

主なものを記載します。

・期末現在の資本金の額又は出資金の額

・期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

・期末現在の資本金等の額

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額(法人税明細書別表5(1)の36④の欄の金額)を記載します。平成27年4月1日以後に開始する事業年度分については、一定の要件を満たす無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合、上記「資本金等の額」から加減算を行ったものとなります。

・①欄 法人税の規定によって計算した法人税額

法人税の申告書別表1の9欄(財務省令様式の場合は、別表1の10欄)の法人税額計の金額を記載します。

・税率

表面の「4 法人税割の税率」から該当する区分の税率を記載してください。

・⑩欄 この申告により納付すべき市民税額

⑮+⑲の金額を記載します。
ただし、⑮又は⑲の欄がマイナスになる場合は、そのマイナス額を0として⑮+⑲の金額を記載します。

・本市内に所在する事務所、事業所又は寮等

本店所在地が札幌市以外の法人が札幌市内に所在する事務所等の名称、所在地を記載します。

・⑬、⑭の欄 分割基準

分割法人(2以上の市町村に事務所を有する法人等)の場合に、課税標準の分割基準となる全従業員数と札幌市分の従業員数を記載します。
課税標準額が0の場合も記入します。
また、本店所在地が札幌市内にある場合は、課税標準の額が0の場合であっても第22号の2様式(分割明細書)は必ず添付する必要があります(地方税法321条の13)。

・法人税の申告期限の延長の処分の有無

法人税法第75条の2により、法人税の確定申告書の提出期限の延長が認められた法人は「有」、その他の法人は「無」に丸印をつけます。

・指定都市に申告する場合の⑩の計算

区ごとの均等割額を計算する欄です。
事務所、事業所又は寮等の所在する区名、月数(その区に事務所、事業所又は寮等を算定期間中に有していた月数)、従業員数(算定期間末日現在の人数)、及び均等割額を記載します。

・還付を受けようとする金融機関及び支払い方法 還付請求税額

中間納付額の還付を受ける場合に記入します。還付請求税額は、マイナス額の⑮の額若しくは⑲の額又はこれらの合計額になります。

※ 分割法人の法人税割の計算について(課税標準の分割基準となる従業員数について)

分割法人(2以上の市町村に事務所を有する法人。事業年度途中で事務所等を市町村間で移転した法人も含まれます。))の場合、課税標準の額に直ちに税率を乗じるのではなく、まず課税標準の額を関係市町村間で分割し、分割後の額に税率を乗じて法人税割を算出します。

関係市町村間で分割を行う基準には、「従業員数」を用います。分割の計算は「従業員数」割合により案分します。

課税標準の額 → A市分の分割後の額(課税標準の額÷全従業員数×A市分の従業員数) × A市の税率 = A市の法人税割額(法人税額)
→ B市分の分割後の額(課税標準の額÷全従業員数×B市分の従業員数) × B市の税率 = B市の法人税割額

法人税割の課税標準の分割基準として用いる「従業員」とは、事務所等に勤務すべき者で給与等の支払いを受けるべき者をいい、非常勤の役員、顧問、派遣先における派遣労働者、アルバイト、パート等も含まれます。ただし、寮等に勤務すべき者はこの従業員に含まれません。

全従業員数と札幌市分の従業員数は、該当する事務所等ごとの算定期間の末日現在の従業員数を合計して算出します。ただし、次の事務所等については、次の各式により算定した人数をその事務所等の従業員数とします。

(1) 算定期間の中で新設された事務所等
算定期間の末日現在の従業員数 × 新設の日から算定期間の末日までの期間の月数 ÷ 算定期間の月数

(2) 算定期間の中で廃止された事務所等
廃止された月の前月末現在の従業員数 × 算定期間の初日から廃止された日までの期間の月数 ÷ 算定期間の月数

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業員数のうち、もっとも多い数が少ない数の2倍を超える事務所等
算定期間の各月の末日現在の従業員数を合計した数 ÷ 算定期間の月数

なお、月数の計算は暦に従い、1月未満の端数及び計算結果における1月未満の端数はともに切り上げます。

(注)「算定期間」とは事業年度のことです。ただし仮決算による中間申告と予定申告の場合は事業年度開始の日から6ヶ月間のことです。

納付書の記載について

市町村コード
011002

北海道
札幌市

本庁コード
00

法人市民税領収証書

口 座 番 号
02760-2-960013

加 入 者 名
札幌市会計管理者

所在地及び法人名
〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目
株式会社〇〇〇〇 様

年度
7

※ 処 理 事 項

管理番号
98765

事業年度(算定期間)
06.04.01 から 07.03.31 まで

申告区分
中予備修正決その他()
間定/正定他()

法人税割額
01
均等割額
02
延滞金
03
合計額
05
1400000

納期限
7年6月2日

指定金融機関
北洋銀行
札幌市役所支店
小樽貯金事務センター
(〒047-8794)
取日付印

・年度

申告日が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの場合は「7」と記載します。

・所在地及び法人名

法人の郵便番号、所在地、法人名を記載します。

・管理番号

札幌市の管理番号を記載します。

・事業年度(算定期間)

申告書に記載した事業年度等を記載します。

・申告区分

あてはまる申告の区分を○で囲みます。あてはまるものがないときは「その他」を○で囲みます。右の()内に申告の種類を記載する必要はありません。

・税額記載欄

法人税割額(01)の行に、法人税割額(第20号様式における⑮の額)を記載します。均等割額(02)の行に、均等割額(第20号様式における⑲の額)を記載します。延滞金の行(03)は申告時には記載しません。
※ 確定申告時に中間申告分の還付が発生する場合など還付金と税額を相殺して納付する際には、税額から還付金分を差し引いた残りの金額を記載します。

・納期限

申告の種類によって定められた申告納付の期限の日付を記載します。詳しくは、表面の「2 法人市民税の確定申告の申告納付の期限」をご覧ください。

※法人名・所在地などに異動が生じた場合は、所定の用紙による届出をお願いします。

第二十号様式(提出用)

（従業員数を必ず記入してください。）